## 内閣官房・内閣府本府等事業レビュー「公開プロセス」 特定地域再生計画の推進に必要な経費 (担当部局:地域活性化推進室)

日 時:平成25年6月10日(月)

場 所:内閣府本府庁舎第3特別会議室

(東京都千代田区永田町 1-6-1)

大臣官房長 それでは、議題3の「特定地域再生計画の推進に必要な経費」に入らせて いただきます。

議題3からは、山谷先生にかわりまして早稲田大学の小林先生に御出席いただいております。小林先生、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、担当部局から5分以内で事業の説明をお願いいたします。

説明者 どうぞよろしくお願いいたします。

レビューシートに沿って御説明をさせていただきます。

今回の経費でございますが、事業開始年度、平成24年度にできております。

「事業の目的」でございますが、少子高齢化対応・低未利用資源の有効活動等の我が国の地域の経済社会が直面する共通の事業課題に対して、その解決に資する地域再生計画の 策定、あるいは事業の実施を支援するということでございます。

事業の概要でございますが、別添で横のカラーのシートをおつけしておりますので、それで簡単に御説明をさせていただきます。

1 枚表紙をめくっていただきますと、「地域再生制度の概要」というものがございます。地域再生制度といいますのは平成 17 年にできた制度でして、左上のコラムに書いてありますように、公共団体が行う自主的・自立的な取り組み、これに対して広く支援をしていくという仕組みになっております。

支援といいますのは、右側の青いコラムに「主な支援措置メニュー」とありますが、幾つか各省の施策も含めて、今 25 年度時点で 35 施策ございますが、こういった支援メニューをしていくということです。

平成 11 年以降、一定の役割を果たしてきたかなと思っておりますが、昨年、平成 24 年度に特定施策課題という仕組みをつくっております。特定政策課題というのは、左上のコラムの中にありますように、政令あるいはそれを受けた基本方針で5つほど位置づけておりまして、健康まちづくり以下、5つぐらいの課題を設定いたしまして、こういった全国の共通の課題に対しては、右側の支援メニューでありますと波線で囲った支援措置がありますが、特に重点的な支援をしていくということでございます。

今回御議論になっていますのは、この支援メニューの一番下の波線で囲ってあります特定地域再生事業費補助金、これは 25 年時点は 3 億円になっていますが、こういった補助金についても含めて特定政策課題に対して支援をするという仕組みになっております。

具体的にこの補助金の概要でございますが、もう1枚めくっていただきますと補助金の概要というのがございます。具体的にメニューが2つございます。左側の四角の中にとして特定地域再生計画策定事業というものと、の特定地域再生計画推進事業というものがございます。

のほうは簡単にいいますと、地域が、自分がどういったことをしていったらいいのかという解決のための青写真をつくっていくための検討経費、あるいはそのための合意形成に要する調査経費のようなものでございます。定額で1,000万円を上限に補助できるとい

うことにしております。 のほうが計画推進事業でございますが、具体的に地域再生計画 で位置づけられた事業に対して補助をしていくというものでございます。

今のところ、その実績ですが、今のペーパーを 2 枚めくった 4 ページ目に、平成 24 年度 のそれぞれの応募状況と、それにかかる交付決定額というものをお示ししております。 平成 24 年度にできた制度でございまして、平成 24 年度は法律の成立がおくれた関係で若干執行機関が限られておりましたが、第 1 次で 8 件選定、第 2 次で 11 件選定、合計で 19 件選定をしております。

元のレビューシートに戻っていただきまして、予算の執行状況でございます。24 年度は5 億円という予算をいただきましたが、先ほどお話ししましたように若干執行期間が限られていたということもございまして、不用額が2億弱出ております。それから、選定した箇所につきましても繰り越しが大部分という結果になって、3億円ぐらいの繰り越しが出ているということで、24 年度中に執行を完了しましたものがわずか400万という形になっております。

それから、成果目標、成果実績でございますが、私どもとしましては公共団体に対してアンケートを実施して、補助金の持つメリットを効果的に活用できたという割合を一応のアウトカム指標と設定いたしまして、24年度におきましては78.9%の団体から効果的に活用できたという回答をいただいております。

それから、活動指標、活動実績のほうですが、先ほどお話ししましたように、24 年度は 見込みは 35 件くらいでございましたが、19 件という形になってございます。

説明のほうは簡単ですが、以上でございます。

大臣官房長 ありがとうございました。

それでは、主な論点について会計課長から説明いたします。

会計課長 本事業の主な論点でありますけれども、1つは本補助事業の目的効果は何か。 それから、補助事業の選定に当たって基準に沿った先駆性、あるいはそのモデル性等を有 する事業を重点的に支援するような内容になっているかどうか。

それから、事業が効率的・効果的に実施されるよう、関係府省で連携を図るべきではないのか。それから、24年度の新規事業ということですけれども、今後どのような事業効果を見込み、どのように検証していくのかといったところが主な論点でございます。

大臣官房長 それでは、議論に入らせていただきます。御意見、御質問等がございましたらお願いいたします。

では、南島先生。

南島先生 勉強会のときにもちょっとお伺いしていたことですけれども、従前の事業が 地域再生計画であったかと思いますが、そちらはどのように総括されて、新しい制度に衣 がえされるときにどの点を克服したというふうに整理をされたのか、教えてくださいとい うことを申し上げていたかと思いますが、その点について補足的に御説明をお願いいたし ます。 説明者 平成 22 年度の公開プロセスの中で、地域再生法に関しては地域再生基盤強化交付金というものについて御審議をいただいたと理解をしております。それにつきましては、その中で一括交付金などの地域主権改革の推進の議論の進展も見つつ、廃止を含め抜本的な見直しを行う必要があるというような御結論をいただいたと理解しております。

地域再生基盤強化交付金というのは、先ほど御説明いたしました地域再生法の概要のペーパーでいいますと、青いメニューの一番上に「「地域再生法」に基づく施策(6施策)」といううちの に書いてある、現時点で500億円くらいの施策でございます。これにつきましては、平成22年度の行政事業レビューの結果を受けまして、事務的には廃止も含めて検討いたしました。

それで、国会等のほうでもこの事業の必要性等について御議論をいただきまして、あるいは関係各省とも調整をして、事務レベルにとどまらず当時の政務にも入っていただいてこの事業のあり方について議論をしていただいて、結果的に翌年度の要望には、平成 22年度時点では 1,000 億強の予算額があったわけですが、620 億という形で大幅に縮減する形で、ただ、この交付金自体の意義はあるということで要望をするということで対応させていただいたということで、平成 22年度のレビューに関してはこういった対応をするということで、私どもとしては一定の対応というのでしょうか、整理をさせていただいたというふうに認識をしております。

それから、御質問にありました、この議論も踏まえて今回の特定地域再生事業という制度が新たにできているわけですが、それについての関係ということでお答えをさせていただきますと、この 22 年度レビューで御議論いただいた基盤強化交付金というものも含めて、これまでの地域再生のあり方というのは広く地方公共団体の自主性を重んじて、こういうことの取り組みをしたいという意欲を買って広く国としても支援をしていたということだったのですが、もう少し絞り込んだ支援をしていくようなことも考えていったらどうかということで、地域再生基盤強化交付金は先ほどお話をしましたようにかなり予算の絞り込みをしたわけですが、一方で全国共通の課題についてはもう少し深堀りをした支援をしていったらどうかという議論を、具体的には 24 年度に制度になったわけですが、それ以降そういった議論をいたしまして、今回の特定地域再生制度という形になったと理解をしております。

南島先生 ありがとうございます。

新しい制度のほうの特定地域再生事業費補助金のほうですけれども、そうするとこの 5 項目が特出しされているわけですが、これについてどのような効果の検証のやり方をしていこうとお考えでしょうか。これは、やはり一定期間経てば検証ということで国民に対する説明責任が発生すると思いますけれども、いかがでしょうか。

説明者 この地域再生に対する効果の検証というのは、実は私どもこの地域再生制度ができて以来、課題かなと思っておりまして、いろいろな形で検討は進めてきております。 それで、そもそもあまりそういう検証をしていなかったということもあって、前回の 22 年度のレビューを踏まえて、少なくとも公共団体に対してアンケートを実施するというようなことも、実はその翌年度からさせていただきました。

それで、今回この特定地域再生制度を、アンケートという手法を用いて一定の効果が評価できないかということで整理をさせていただいていますが、前回の勉強会のときにもお話をいたしましたが、やはりアンケートだけでは十分この制度の効果が把握できないのではないかと考えておりますので、ここの点についてはもう少し、なかなか公共事業の「BバイC」みたいに数字で出すというわかりやすい効果分析みたいなものは難しいかとも思うのですが、この制度に沿った評価のあり方というものを至急考えたいと思っております。

南島先生 ありがとうございます。もう短くコメントだけ申し上げますけれども、評価の手法についてはまだ模索中であるということだったと思いますが、私の意見だけ申し上げますが、マネジメントサイクルの本体が計画をつくる自治体側にあって、自治体側がその予算を補助金ですから利活用して事業を推進する。

しかも、その後は自治体側が安定したまちづくりを推進していかなければいけない。こういうふうな形になっているかと思いますけれども、そうであればなおさらマネジメントサイクルの本体がある自治体自身に評価をやらせるような何らかの枠組みを、国の補助金として出す以上は検討していただく余地があるのではないかと思います。

以上、コメントです。

大臣官房長 他にいかがでしょうか。

太田先生、どうぞ。

太田先生 これは、地方公共団体の本来の業務なのではないでしょうか。

説明者 制度のところでお話をしましたように、地方公共団体の本来の業務の範疇というんでしょうか、一つ一つの事業は当然地方公共団体が主体的に実施する区分でございます。ですから、そういう意味では先生がおっしゃるとおり、地方公共団体の事務であろうというふうに認識をしております。

ただ、これを国として支援をしていくということについては一定の意義があるのではないかと考えておりまして、そういうことで今回の制度ができているというふうに理解しております。

太田先生 そもそも地方交付税交付金がいっているわけです。それに対してさらに追加的にこの事業をする必然性、特に内閣府さんがおやりになる必然性というのはどこにあるのでしょうか。

説明者 地域再生制度といいますのは、地域再生という目的が非常に幅広いということで絞り込みにくいという御批判はあるかもしれませんが、地域が抱える課題にそれぞれ意欲的なチャレンジをしていく公共団体があるわけで、地域の抱えている問題というのは非常に根深い問題ですので、そこは地域の力だけではなかなかうまく突破口が出していけないということも事実ではないかと思います。

そういうことで、地方、地域再生制度というものが平成 17 年にできて、それに対して内

閣全体で支援をしていこうというスキームができておりますので。

太田先生 総務省さんとの住み分けはどうなっているんですか。

説明者 地域再生法の仕組みは、総務省も含めて全大臣が入った地域再生本部で、本部長は内閣総理大臣ですが、その本部が地域再生法の主管をしていくという仕組みになっていますので、総務省さんはその中では地方行政をあずかる重要な団体、省庁ではございますが、一省庁という位置づけになっていると思います。

太田先生 先方にはそういう事業はないわけですか。

説明者 総務省さんの事業を全て承知しているわけではありませんが。

太田先生 承知していただかないと困るわけです。重複排除のところはないというふうに書いてあるので、ということは一切ほかにこれと類似、一部でも事業目的が重複しているものはないという理解でよろしいですか。

説明者 類似といいますか、同じものに補助が入ることはないです。

太田先生 事業ですから、全く同じものはもちろんないです。それで、一部重なっていて、同じ地方自治体に補助をしなくても当然目的が重なっていたら重複事業ですね。それは一切ないということですか。

説明者 総務省さんの省庁の目的は、地方の財政をあずかる立場でいろいろな支援措置を持っていると思います。ですから、結果的に元気な地域づくりみたいなものの事業が総務省さんにもあります。それは、地方の財政を支援することを通じて地域が元気になるということを総務省さんとしてはやられているのではないか。

私どもは、地域活性化という抽象的ではございますが、地域経済の活性化でありますとか、地域の雇用機会の創出でありますとか、そういった地域の活性化そのものについて支援をしていくというのがこの枠組みだという理解をしております。

太田先生 少し事業について教えていただきたいのですけれども、地域活性化総合特区 というのはこれと同じなんですか、違うんですか。

説明者 地域活性化総合特区というのは、総合特区法という法律ができて、それに基づいて選定をされております。

それで、結論からいいますとかなり似た部分もございます。それで、やはり総合特区本部という内閣府がやっている部分、内閣官房が事務をやっているという部分では政府全体で支援をしていくということで類似していますが、総合特区法の根幹は規制緩和を主に。

太田先生 それは、事業は全く同じものはないですけれども、重なっていたら重複事業 じゃないですか。

説明者 規制緩和を主体として地域活性化に取り組むというのが総合特区の法律の要旨 だと思いますので、規制緩和ですね。いろいろ今、薬事法の問題でありますとか。

太田先生 一般論ではなくて、こちらの事業について伺いたいのですが、地域活性化総合特区と指定された自治体は必ず重なっていないというふうに先ほどおっしゃったのですけれども、重なっていないのですか。

地域活性化総合特区と、今回の特定地域再生計画においては重複した自治体はないのですか。

説明者 地域再生計画と自治体として重複しているところはあると思います。一々、精査をしていないですが、あります。

太田先生 精査をしてください。重複排除という話なので。

説明者 ただ、私が言いましたのは、先ほど言いましたように地域活性化特区とは目的 もやることも違いますので、全く違うところに仮にお金が入るとしても。

太田先生 では、もう一度伺いますが、その2つの目的の全く違うというところをお知らせください。目的をそれぞれお聞かせください。

説明者 総合特区法のほうは、先ほどお話をしましたように規制緩和を主に地域の活性 化を担うということで、その支援メニューも地方の提案をもとに規制緩和要望みたいなも のが挙がってきて、それに対して内閣官房としては関係各省と調整をして、どのような規 制緩和ができるのかというようなことを実現していくということ。

あとは、財政支援措置というのも、こういった財政支援があったらいいじゃないかという財政提案みたいものがありますが、それは既存の補助金に対して補助をくださいというのではなくて、こういう財政支援制度があったらいいんじゃないかというような提案を総合特区の方はいただいています。そういう意味で、大分建て付けが違います。

それから、総合特区の方は選択と集中という意味でいいますと、国がそこの地域を指定いたしますので、観念的に日本全国あらゆる自治体に対して適用されるというものではなくて、エリア的にかなり選択したエリアに対して地方公共団体からの提案もあって指定をする。

太田先生 こちらの場合は、選択しないんですか。

説明者 私どものほうは、地域を指定するという仕組みにはなっていません。

太田先生 事業を指定するわけですね。その事業が該当する地域はあると。

説明者 地域再生計画というものを認定いたします。ですから、その地域再生計画の中身は見ますが、その地域再生計画をつくる公共団体は基本的には全ての公共団体が挙がってきて、現に先ほどありますように地域再生計画の実績はこれまで 1,600 件くらいございますので、かなりの自治体において活用していただいているというのが地域再生法の制度だと思っています。

太田先生 地域活性化総合特区として指定されている健幸長寿社会を創造するスマートウエルネスシティ総合特区、この事業の歩いて暮らせる都市実現のために都市のスプロール化を抑制する計画策定事業というのはかなり区域が重なっているというふうに伺っております。それで、それぞれについては全く事業目的が違い、全然別の経緯でやっていた。でも、チェックはしていなかった。そういう理解でよろしいですか。

説明者 仰ったのは 25 年度のお話ではないかと思いますが、25 年度において今おっしゃったような地域再生化特区に指定されているところから出てきている提案を特定地域再

生事業で選定をさせていただいております。そこは、選定に当たってそういった関係があるということを十分精査した上で、特定地域再生事業として意義があるというふうに有識者の方も含めて精査をしていただいた上で選定をさせていただいております。

太田先生 あまり時間を取っても何なので最後ですけれども、これは目的が不明確で、かつ特定の地方自治体のみピックアップして少額のお金をばらまく、ばらまき事業ではないかというふうな誤解を受けたとしたらどのように反論されますか。

説明者 ばらまくというか、配付する相手方が少数であるとか、配付する金額が何億というまとまった金額でないからということで、この事業の意義がないということではなくて、地域が意欲的にチャレンジをする取り組みに対して私どもとしてお手伝いできることをすることによって、地域の知恵とか工夫みたいなものを引き出していくということが私どもの役割かと思います。

そういった引き出した地域の知恵とか工夫というものを全国で共有できるようにすると いうのが、私ども内閣府の役割ではないかと思っております。

太田先生 お金をそのまま渡した団体、あるいは補助を半分出した団体のうち、2割はメリットがなかったと答えているという結果が出ていますが、その点についてはいかがでしょうか。普通、これは100%であってもおかしくないと思うのですが。

説明者 アウトカムの指標のところで、そういうふうな数字が出ているということだと 思うんですけれども、こちらの事業はまだ始まったばかりというところがございまして、 実際には 24 年度のかなり後半になってから補助事業として着手して取り組んでいただい ているところでして、この調査をして数字をまとめた段階では、まだ実際の事業自体の着手が十分に進んでいなかったところがございまして、この数字はかなり低く見えるような 状態になっているかと思うのですけれども、実際に取り組んでいく過程の中で、この数字 自体はこういうふうな数字ではなくて、もう少し高い数字になってくるかと思っております。

太田先生 そうであれば、目標が初めに70%で設定された理由は。 大臣官房長 すみません。他の先生の御意見もお聞きしたいと思いますので。 では、上村先生。

上村先生 ありがとうございます。地域再生という名前ですけれども、一方で地域活性 化総合特区、それで経産省のほうは地域新産業戦略推進事業というものがあります。それ で、重複排除の欄に空白だということは、この事業は全く違うというふうに認識されていると思うんですけれども、これは手法とか、もしくは法律が違うんだったら全く違う事業 だというような解釈をしてもいいんでしょうか。

つまり、目的がある程度一緒だったら、ここの欄に記入すべきなんじゃないかと私は思 うんですけれども、どうですか。

説明者 この特定地域再生制度は、実際に公共団体から申請書が上がってくる段階では、他の関係省庁の類似制度の適用可能性を聞く欄がありまして、そこについて当然、丸、あ

るということであれば採択しませんし、私どもとしてもそこについては公共団体の言いなりになっているわけではないのですが、精査をさせていただいております。同じような内容の補助制度が各省にないということが前提で、そこの部分については私どもは支援をさせていただいております。

上村先生 補助の仕方が、定額の1,000万円までを与えるということですけれども、この金額を見るとほぼ1,000万円の上限に張りついた金額になっている。しかも、定額負担なので地方負担はない。そうすると、ある程度、地方は申請してそれで通ればそのままもらえるような使い勝手のいい事業になってしまっているんじゃないかと思うのですけれども、いかがですか。

説明者 私どもが定額補助をしている意図は、こういった定額補助をしている類似の事業があるんですが、私どもは地域として合意形成を図るために、特に重要な経費に関して使っていただければということで、定常的に地域として調べることは自らの負担で当然調査をしていくという基礎的データ収集みたいなものは、そうしたことを一方で地域が単独でやっていただくということを前提に、私どもの補助金を有効に活用してもらえればと思っております。

上村先生 内閣府としてなぜやるのかということがまだわからないんですけれども、つまり、例えば地域再生のどのような手法が一般性を持っていて他の地域も応用できるのか、知識のノウハウとこの蓄積はなされているんでしょうか。つまり、そのノウハウを蓄積して、それで他の地域に応用していくようなことはなされているのでしょうか。

説明者 この地域再生制度に関しての御質問ということでしょうか。

地域再生制度に関しては、これまでも7年強ぐらい執行実績がありますので、これの中で今までのメニューですね。先ほど御議論いただいた再生基盤強化交付金でありますとか、いろいろな各省さんのメニューを使って地域再生に取り組んでいただいた事例がありますので、うまくいったというか、私どもなりに評価できる事例については事例集みたいなものをつくって提供させていただいております。

今回、特定地域再生制度というのは一歩踏み込んで、私ども国のほうが5つぐらいのテーマを定めて、こういった分野で成功事例というんですか、地域の知恵を引き出せたらということで設けさせていただきましたので、ここにつきましてはある程度取り組みの事例みたいなものが出てきたら、今までやっていったような単なる情報提供というよりも、一歩踏み込んで地方に対するコンサルティングみたいなこともできるような形で、この成果をまとめて生かしていきたいと思っております。

大臣官房長 他の先生方、いかがでしょうか。

では、石堂先生どうぞ。

石堂先生 ずっとお話を聞いていても、結局、地域再生という補助目的自体がすごく茫 漠としている感じがしますし、御説明いただいた幾つかの項目に絞ったといっても、まだ まだ幅があり過ぎるような気がするんです。

それと、最終的に地域再生計画に記載があればいいような感じなっていて、要するにそのラベルさえあれば選定されるというような感じに聞こえるんです。それも、すごく甘い話ではないかなという気がします。

それは冒頭のコメントなんですけれども、今回、資料の 4/5 のところに件名表がございますが、これでいくと 19 件のうち 17 件がいわゆる策定事業で、推進事業というのは 2 件だけですね。それで、策定事業のほうは 1 件 1,000 万円が上限ですから、全部合わせても1,700 万しかいかないはずだ。そうすると、推進事業が 2 件で 2 億 8,900 万円の補助金で、2 分の 1 補助ですから、この 2 件はトータルすると 5 億 7,800 万円と 6 億近いわけで、結構大きな事業だ。まず、こういう理解でいいんですか。

説明者 そういう理解で結構でございます

石堂先生 そうすると、先ほど上村先生からもありましたけれども、17件の1,000万円上限というのはほとんど 100%補助だということになると、さっき私が言いました、ラベルさえあればいいのかということとの関連からいっても、手を挙げさえすればお金をもらえるという感じの補助事業になってはいないかと思うんですけれども、そこはどんなお考えですか。

説明者 計画策定事業のほうにつきましては、先ほど来 100%補助みたいになるのはおかしいのではないかということもありますので、そこはしっかり私ども使い道をもう少し絞り込む必要があるのではないかと考えております。

ですから、地域が本当にやるべき調査、青写真づくりであっても、そこは自らがやっていただいて、私どもはこういうところに対して支援をしますとしていくのがいいのかなと今、考えております。

石堂先生 それは、補助金の交付要領そのものを変えていこうというお考えですか。 説明者 はい、そういうことです。

石堂先生 それから、レビューシートの1枚目にある、先ほどもちょっと話に出ました成果実績の78.9%という数字は、前回の勉強会のときにも私はお聞きしましたけれども、この19件中15件という件数、これは自治体等と書いてありますが、そういう件数の比率だという理解でよろしいですか。

説明者 はい、そういうことです。

石堂先生 そうすると、目標自体が 19 件のうち 13 件満足すればいいというのが目標だったということになるんですか。

説明者 ちょっと低い目標じゃないかという御批判は、そうかもしれないなと思います。 石堂先生 それで、現在 78.9%となっているのは先ほど言いました策定事業と、それから推進事業というもの、19 引く 4 で 15 ですから 4 件、または満足できないといったのはどちらの案件から出てきているんですか。

説明者 別途、横置きでお配りしている資料があります。今ごらんになっていただいて いるものだと思いますが、交付決定額が書いてあるものの右側にアンケート回答というこ とで書かせていただいております。青っぽい資料の4ページ目、4/5 と書いてある資料ですが、そちらの右側のところに実際のアンケート回答について書かせていただいております。そちらで、アンケートの回答が というふうになっているところが御指摘の回答ということです。

大臣官房長 そろそろ時間ですので、コメントシートの記入を始めていただけますでしょうか。

小林先生、どうぞ。

小林先生 お聞きしていて、いろいろ委員の先生方のコメントと答えを総合してみると、 事業目的自体の設定にやはりちょっと無理があるといいますか、どちらかというと内閣府 としてやるべきことというのは地域再生のノウハウというか、ソフトの部分を補助金によって引き出して、それを呼び水にして情報共有を進めていくことによって、全体としての オールジャパンでの再生というものを少しでも進めていくんだということに位置づけ、直 せば内閣府としてやる意味はあると思うんですけれども、どうしても補助金によって地域 再生を直接的に進めていくことというところにフォーカスが当たっているので、そこで何 かほかのところとの住み分けができていないのではないかというような気がいたします。

事業としての立ち位置といいますか、ポジショニングをちゃんともう一回考えてみることが必要かと思いました。そうすれば、今までの御質問に対しては十分に、そうすると事業のやり方自体も変わってきますし、補助金をやっておしまいということにはならないと思うんです。その点をもうちょっと検討する必要があるかと思います。これは、コメントです。

大臣官房長 それでは、時間ですのでコメントシートへの記入をお願いいたします。 上山先生、何かございましたらどうぞ。

上山先生 すみません。話を戻してしまって恐縮ですけれども、私は太田先生がお聞き になられていたところが非常に気になっていて、御回答も非常に気になっています。

多少、目的とかやり方を変えれば事業が類似していてもいいというようなスタンスに聞こえるんですが、1コマ目でも申し上げたと思うんですけれども、そもそも行政事業レビューというのは予算の効率的な執行というのが目的であって、それを外に公開することによって国民なり有識者なりの目にさらして、正しいかどうか判定を受けるというときに、事業を実施する側のほうで先に、これは類似性がない。似ているけれども、目的が違うんだ。類似性がないということで外してしまうというのは、そもそもやっている意味がなくなってしまうのではないか。そのような形になってしまうと私としては判定不能で、判定不能であればもうやる必要はない。廃止ということになってしまうんです。

そこら辺のスタンスというのは、1コマ目、2コマ目、3コマ目、皆、同じなんですが、 そもそも内閣府さんとしては例えば事業の重複のところとか、どのように記入するという ことになっているんでしょうか。

要は、重複のところというのはきちんと挙げた上で議論のまな板に載せなければいけな

い。たまたまこちらから指摘があったから多少の議論はありますけれども、そこを載せず にいてどこの指摘もなかったら似たようなものがそのまま残っていってしまう。それはそ もそものスタンスとして相当腹立たしいもので、いらいらするところなのですが。

会計課長 会計課長でございます。ただいまの点につきましては、作成要領がありますので、それに沿って各部局のほうに書いていただきたいというお願いをしていたところですけれども、若干こちらの方もチェックが甘かったところもあろうかと思いますので、今後についてはやり方をきちんと見直してまいりたいと思います。

太田先生 そこは念押しなのですが、この重複するという言葉の定義ですけれども、目的が多少かぶる、あるいは類似の手法をとる。そういうものは重複に当たるんですか。あるいは、目的が一緒で、かつ手法が全部一緒でない限りは重複しないんですか。

会計課長 その辺のところも含めて、今後よくチェックしてまいりたいと思います。

上山先生 本当に行政事業レビューでせっかく皆の目でチェックしようというものなので、できれば幅広く前広に載せていただくということは重要なんだと思います。

そこのところをしないと全くやっていても意味がないので、非常に今日は残念だなと思う部分があります。

石堂先生 私はさっき資料の見方が悪くて、数字を自分で整理したものが違っていたようなんですけれども、私は19件、3億600万という前提で話をしていたのですが、この4/5のシートで見ていきますと、選定された推進事業のほうが補助金ベースで1億6,800万しかないということは、倍にしても3億ちょっとということですから、これからまだ事業が選定される予算の余地があるというふうに理解していいんですか。もう事業の選定は昨年度の実績の400万、19件で店は閉じていて、これ以上はない。

説明者 私の説明がまずかったかもしれませんが、最初のレビューシートに戻っていただきまして、24年度5億円の予算がございました。それで、そのうちの繰り越しとなっているものが3億200万あります。それと、執行済みの400万、合計の3億600万が選定した19件の交付決定額の合計です。

ですから、残りの 1 億9,400万、198マイナス 4 ですね。そこについては不用という処理をしております。それで、ここについて今後選定されるということはございません。

石堂先生 そうすると、逆にいうと今25年度の当初予算では3億を別にして、前年度からの繰り越しの3億200万が全部決算はされない。先ほど言いましたように、これでいくと多分1億くらいは不用に出すという感じになるということですか。25年度です。

説明者 25年度は、繰り越した3億200万は今、公共団体に実際に交付決定をしていますので25年度中に、これは24年度、制度ができたのがずれ込んだ関係で特別に繰り越しを財政当局も認めていただいてやっていますので、3億200万、確実に執行していただきたいと思っています。

それから、25年度当初レベルの3億円については、私どもが年度内にできる限り執行できるように今、作業をしているということで、今、6億200という数字がありますが、これ

について現時点で不用が出ることのないように執行したいと思っております。

石堂先生 だけど、この5ページ物の4番目のシートでいくと、今、細かい足し算はできないんですけれども、選定された策定件名のものは17件で1,000万未満のものもありますから、全部足しても1億7,000万ですか。

ごめんなさい。大体合っているんですね。わかりました。ありがとうございます。

太田先生 行政事業レビューの実施要領が手元にありまして、3の(1)の のイというところに重複排除欄があるのですが、この際、類似事業を可能な限り幅広い範囲で捉え、積極的に国民に対する説明責任を果たしていくものとするというふうに明示されていますので、この地域の活性化の議論というのは昨年度やった経済産業省の行政事業レビューでも類似事業があったように記憶しておりますし、かなり多数挙げていただいて、どこがどう違うのかということを議論する素材にしていただかないと意味がないと思います。

これは、場合によってはレビューシート再作成というような形で国民に説明責任を果たされるというのも一案かと思いますが、いかがでしょうか。

説明者 特定地域再生事業費補助金、先ほどの御説明させていただいたところの一番下に 印で「各府省の補助制度等との対象となっていないものに限る」いうことが書かれています。これは、制度要綱上も明記をされております。これは、要望時点からの考え方でございます。

ただ、こう書いてあるということは、別に例えばA省さんのA事業とB省さんのB事業と横並びで内閣官房としてC事業をやりたいということではなくて、地域再生のために内閣府がA省さんのA事業とB省さんのB事業の連携が強化されるような、あるいはそれぞれの効果が高まるような事業があるのではないかということで、そういった事業を私どもとして支援できないかということでこの制度がありますので、別にC事業がやりたいというか、そこを狙ってこの制度があるわけではないのです。

ただ、念のためにA省さんのA事業やB省さんのB事業と類似の事業が出てくる可能性もありますので、そこは制度要綱上、既に補助制度等の対象となっていないものに限るという書き方をさせていただいて、公共団体のほうからその趣旨に沿ったものを出したつもりなのに何で選定してくれないんだと言われないように、ここは念押し、確認のためにこういう記述をさせていただいているということです。

太田先生 こちらの目的というのは、「地域再生法の目的や理念に照らし、少子高齢化対応・低未利用資源の有効活用等、我が国の経済社会にとって」云々とありますが、これだけ長い目的であれば目的が完全に一致する事業がないのは当たり前でありまして、また恐らくかなり重複する事業も多数あろうかと思います。

手法が違うということはあるかもしれませんが、同じ地方自治体の行政区画が対象になっている事業が同じ内閣府さんの中にもあるわけです。それで、同じ内閣府さんから、私から見ると類似と思われるような事業目的を掲げる事業で、同じ地域に出ている。そういうものを重複と言わなかったら、何を重複とおっしゃるのでしょうか。

それを重複していない、目的とこれが違うから総合的に何か補完できるというふうにいっていくと、歯止めは一切効かないんじゃないですか。ありとあらゆる事業をつくって、 予算を際限なくふやすことは可能になるので、行政の効率化を図るという観点からその御 説明は非常に問題があると承りましたが、いかがでしょうか。

説明者 そのように先生が御懸念されるというのはよく理解できますが、私どもそういった目的が違うから何でも補助していこう、ばらまいていこうという趣旨ではなくて、先ほどお話をいたしましたように、A省さんのA事業、B省さんのB事業といったものが内閣府のこの制度があるために、より効果的になるというようなところに支援できればと考えております。

上山先生 そういう話をしているのではなくて、そもそも議論の前提となる情報が十分 に出ていないので議論にならないというお話を差し上げているのです。

説明者 言っている意味が、今はちょっと理解できません。

上山先生 要は、議論するに当たってはまずは重複するものはこれとこれとこれでありますというものを全部出していただいて、その上で議論しないといけない。そもそもそれが出ていないので、議論の前提となる情報が十分に出ていない。公開の場でやるにしては何の意味があるのかわからないということを申し上げているんです。

それで、先ほど他の事業で引っかかっているんだったら丸をつければいい。そういう話をしているのではなくて、そもそも全てを公開した上できちんと議論しましょうという話を差し上げているつもりなんです。そこに当たっては、先ほど事業レビューの要綱にもあったかと思うんですけれども、幅広に前広に出していただかないと、ということだと思うので、そこは御理解いただけますね。

もしかしたら仰られるとおり、似たように見えるかもしれないけれども、実際には違う ものもあるのかもしれないですが、そもそもその議論ができないんじゃないかということ を申し上げているんです。

説明者 そこは、先ほど会計課長の方からもありましたように、私どもの理解不足なところであれば幅広に出すというようなことを考えたいと思いますが、私どもこのシートを記入したときに、そもそもこの目的は各府省の補助制度の対象となっていないものに限るという建て付けになっていますので、こういう議論は特に心配する必要はないのかなということは。

太田先生 今の点で1点伺いたいのですが、もしそういう理解が不十分であれば検討したいと、不十分なんですか、不十分ではないのですか。

説明者ですから、そこはこの議論も踏まえて考えたいと思います。

太田先生 仮定のお話であると、不十分であればやる。では、不十分ではなかったと言ってしまえばそれで終わりなので、これは私は不十分だと思いますけれども、どうお考えですか。

説明者 今お話ししましたように、この記入をしたときに私どもはそういう認識をして

おりませんでした。

太田先生 その時点はそういう認識だったので書かれていないということは理解しましたが、現在はいかがでしょうか。やはりこれで十分だとお考えですか。

説明者 そこは、ここの委員会も含めて全体の整理の中でしっかり対応させていただき たいと思っております。

太田先生 明らかに幾つかの重複事業が出ていれば、これはこの事業とはここが違うんです、これはここが違うのでやる意味があるんですということをいうと、この事業の存在価値というものが明確になるんです。

その手の情報が、まずそもそも出ていないということは議論にならない。そういうふうに多分、上山先生はおっしゃっていると思うのですが、それでも行政事業レビューの場で出す意義がない、出さなくて十分だったとお考えですか。それで国民に対する説明責任を果たしたという理解をされているということでよろしいのですか。

説明者 回答は、先ほど申したとおりでございます。この記入の時点では、制度の建て付けから記入する必要がないと考えていたということです。

上山先生 1つだけ言わせてください。

補助金の事業というのは、先ほどおっしゃったように申し込みの用紙に他の事業と重なっていませんという丸をつける項目をつければ、全部類似のものに当たらないので書く必要がないという話になりますね。

いかにもばかげているんじゃないですか。今おっしゃったことは、そういうことでしょう。余りにもその理屈というのはひどいんじゃないかと思います。皆さん方もそれなりに時間を割いてやっていらっしゃるし、我々もそれなりに時間を割いてやっているので、有意義なものにするためにはきちんとした情報開示が大前提だと思いますので、今のところはそのようなお考えは誤りかと思います。

大臣官房長 取りまとめができましたので、公表させていただきます。

その前に、主な意見を会計課長のほうから説明します。

会計課長 主な意見としましては、先ほどもありましたように、事業の重複も十分に説明されておらず、事業の必要性について納得しがたい。それから、目的の類似した事業は多数あり、必要性が認められない。重複は存在する。本来、地方自治体が行うべき事業である。廃止すべきとされている方も、3方いらっしゃいます。

それから、補助目的があいまいである。補助事業者に不満が残っている状態もある。本来の目的とするアウトカムをまず識別し、効果測定をスキームに組み込むべきではないか。それから、マネジメントサイクルの本体は自治体、NPOの側にあるのではないか。その点を深堀りするべきではないかというような意見がございました。

大臣官房長 それでは、石堂先生から取りまとめをお願いします。

石堂先生 御議論ありがとうございました。非常に先鋭な議論も交わされたようでございまして、評価結果といたしましては「事業全体の抜本的改善」ということで6人の意見

が一致しております。

取りまとめコメントですが、非常に悩んだんですけれども、補助目的があいまいと言わざるを得ない上に、他省庁に類似していると見える事業の存在もあり、内閣府がこの事業をこのまま進めていくことは大きな問題があると思われるという形にいたしたいと思います。それに、なおかつ括弧書きで、廃止すべしとする意見が3名あったということも書き添えたいと思っております。

それから、類似事業についていろいろ議論がございましたが、これは取りまとめコメントに書けるのかどうかはちょっとあれですけれども、やはりレビューシートに記入する上での重複ということの概念規定が徹底していないという、いわば事務レベルの問題もあろうかと思いますので、その辺ももし問題提起できるのであれば一緒に書き添えておきたいと思います。

先生方、いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

石堂先生 ありがとうございます。

大臣官房長 ありがとうございました。

それでは、「特定地域再生計画の推進に必要な経費」につきましては、以上で終わらせていただきます。

次の準備が終わり次第、次の議題に入らせていただきます。